

大分市ネーミングライツ事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分市広告料収入事業実施要綱（平成17年4月1日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づく大分市広告料収入事業として、本市の施設、イベント等（以下「施設等」という。）の通称を決定する権利を民間事業者等に付与する大分市ネーミングライツ事業（以下「ネーミングライツ事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領におけるネーミングライツとは、施設等の正式名称（本市条例、規則等に定める名称又は愛称をいう。）に代えて使用する通称（以下「通称」という。）を決定する権利であって、本市との契約により付与されるものをいう。

(基本的な考え方)

第3条 ネーミングライツ事業は、本市の財産、事業等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するものとし、対象となる施設やイベント等の公共性を考慮して社会的な信頼性及び公平性を損なわないようにしなければならない。

(契約を行わない業種等)

第4条 要綱及び大分市広告料収入事業広告掲載基準（以下「広告掲載基準」とする。）に合致しない業種及び事業者については、ネーミングライツ事業による契約の当事者となることはできない。

(通称の基準)

第5条 ネーミングライツ事業により、民間事業者等が決定することができる通称の基準は要綱及び広告掲載基準に定めるところによる。

2 企業名及び商品名のみの通称は認めないものとする。

(事業の実施)

第6条 市長は、実施媒体、募集方法、予定価格、選定方法その他ネーミングライツ事業の実施について必要な事項を定め、ネーミングライツ事業を実施する。

(審査)

第7条 民間事業者等が決定する通称の選定及び審査を行うため、選定等委員会を設置するものとする。

2 選定等委員会の設置については、募集の対象となる施設等ごとに定めるものとする。

3 市長はネーミングライツ事業による契約の相手方の決定において、選定等委員会の審査結果を尊重しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は平成25年3月14日より施行する。

附 則

この要領は令和2年2月13日より施行する。